

令和2年第6回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和2年6月11日（木）午後2時

我孫子市手賀沼親水広場水の3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1 番 田 村 星 寿

2 番 中 野 栄

4 番 三 須 清 一

5 番 大 井 栄 一

7 番 成 島 誠

8 番 川 村 泉 治

10 番 根 本 博

4. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩 四 郎

次 長 大 井 一 郎

農 地 係 長 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について

議案第5号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）
及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから、令和2年第6回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名のうち7名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

7番 成島誠委員

8番 川村泉治委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日御審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号の合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、新規設定1件、再設定1件です。

議案第4号は「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」です。

議案第5号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。

以上で、議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年6月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料の1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇地先の畑2筆、同地先の登記地目畑、現況地目公衆用道路1筆、合計面積は217平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の南側約70メートルに位置しています。位置図は、議案資料の5ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人も〇〇の方で、農業経営規模を拡大するため、自宅に隣接した耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人立合いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は、自作地、借受地を合わせて約5.2ヘクタールで、農作業従事日数は本人が年間280日、父が200日、妻が20日です。農業施設、大型農業機械等を一通り所有しています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2号各号には該当しないため、第2調査会で書面決議を行ったところ、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年6月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は8ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は388平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇東側約275メートルに位置しています。位置図は、議案資料の12ページを御覧ください。

譲受人は株式会社ベネフィットで自動車の買取り、販売及びレンタル事業を行っている方で、譲渡人は〇〇の方と〇〇の方の2名です。

調整区域の農地に賃借権を設定し、資材置場にしようとするものです。

他法令はなく、土地代については年額〇〇万円で、整地費が〇〇〇万円です。

資金については、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号1番について調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、申請地は平たんで、埋立てなどもなく、雨水は敷地内に浸透し、隣接農地はなく隣地には影響が出ないよう説明し、隣接土地所有者から特に意見はなく、御了解いただきましたとのことです。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第2調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから、第2調査会で書面決議を行ったところ、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年6月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は27ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の田の一部2筆、面積は1,104.6平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南側約490メートルに位置しています。位置図は、議案資料の30ページを御覧ください。

譲受人はスバル千葉北販売株式会社で各種自動車の買取り修理及び板金塗装などの事業を行っている方で、譲渡人は〇〇の方です。

調整区域の農地の所有権を移転し、資材置場にしようとするものです。

他法令は、土砂等の埋立て等、事前計画を協議しており、また、文化財保護法に基づく届出の必要はないとの回答を得ており、千葉県手賀沼土地改良区の意見書も得ています。

土地代については〇〇〇万円で、整地費が〇〇〇万円です。

資金については全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明で確認しています。

以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号2番について調査結果を報告します。

譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は平たんで埋立てなどもなく、雨水は敷地に隣接する排水路に排水し、隣接農地所有者の意見は特にないとのことでした。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、隣接する県道に上下水道が整備され、半径500メートル以内に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があることから、農地区分は第3種農地と判断しました。

以上のことから、第2調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしていることから、第2調査会で書面決議を行ったところ、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 先ほど、調査会長から「申請地は平たんで埋立てなどもなく」との報告がありました。この場所は田んぼなので埋立てしないと転用は無理かとおもわれますが。

三須清一会長 事務局。

事務局 今現在、埋立てなどの整地はされていなくて、これから埋立てをするということです。

中野栄委員 今現在は埋立てしていないということですね。

事務局 そうです、はい。

中野栄委員 では、もう一点いいですか。

埋立工事を行う際の車両の出入口部分ですが、ここは多分都市計画道路用地に含まれていると思われませんが、とりあえず借りて出入りするのですか。

三須清一会長 事務局。

事務局 現在、交通課のほうで道路整備事業を行っているところですが、その土地については次回の7月の案件で許可申請を提出する予定で、交通課とスバルと協議のうえ一時使用するというような形で、埋立てのほうはそれで進めていくと聞いております。

中野栄委員 分かりました。

三須清一会長 よろしいですか。

中野栄委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

田村委員。

田村星寿委員 資料34ページの埋立て等事業計画書というものがあるのですが、その中の上から8項目の事業の概要という項目の中に、事業内容、土砂搬出工事、その隣の土砂等の性状というところに第3種発生土というのがございますが、この第3種発生土といったものは、たしか大きな項目で3つか4つに分かれていて、その中には汚泥もあって、汚泥に石灰とかセメントを混ぜて改良土としたものを埋立てに使うということもあり得るので、こういった土のものを用いて埋め立てるのかということ、ちょっと御質問したいんですけども。

三須清一会長 事務局、分かりますか。

事務局 場所については、白井市のほうから搬入するとのことで、その土質については、土壤の解析をした結果の地質分析（濃度）結果証明書がついていまして、その中で、全て基準値以内だったということです。

三須清一会長 よろしいですか。

田村星寿委員 はい、ありがとうございます。

三須清一会長 ほかにございませんか。

（なし）

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年6月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は47ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目・田2筆、合計面積は4,281平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は総面積で〇万〇,〇〇〇円です。

次に、整理番号2番、賃借権を再設定する農地は、〇〇地先の地目・田4筆、合計面積は5,254平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号1番の借受者の経営面積は、借受地のみ約2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が321日です。農業施設、農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号2番の借受者の経営面積は、借受地を含めて約5.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、父が200日、妻が20日です。農業施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって書面決議により決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号整理番号1番、2番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号整理番号1番、2番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番、2番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。議案資料は49ページとなります。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」。

下記のとおり照会があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年6月11日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

土地の所有者は1名です。

当該地は、〇〇〇字〇〇〇地先の登記地目・雑種地、現況地目・畑2筆の合計面積319平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南東約200メートルの場所に位置しています。

当該地は、昭和47年に土地改良事業により雑種地として換地処分を受け、その後、農家以外へ売り渡され、家庭菜園として使用されてきました。農業委員会の許可等も不要で、固定資産税担当課により畑として課税され、農地台帳上も畑として現在に至っています。そのため、農地法上の農地とされない家庭菜園としての現況確認をして、非農地とするものです。

なお、当該地の管理状況は、調査会長と事務局職員で現地にて確認しております。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から、調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

当該地は、家庭菜園を行っていたと認められることから、第2調査会では、議案第4号は全員一致をもって書面決議により非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

判定相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4は原案どおり判定相当とすることとしました。

三須清一会長 続いて、議案第5号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第5号「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について御説明します。

この件につきましては、平成28年4月に施行された改正農業委員会法の第37条で、農業委員会における事務の実施状況について、毎年度インターネット、その他の方法で公表することが義務付けられました。

農業委員会法改正の背景にあった農業委員会が行っている活動が、農業者などになかなか見えていないという反省の下、一定のルールに基づいて活動状況を公表して透明化を図ることとされたものです。従前は農水省の通知によるものでしたが、平成28年度からは農業委員会法の中に明記されました。

また、農地法第52条でも、農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供

を行うことが義務付けられています。

この情報提供、公表に当たっては、農林水産省が通知で様式を示しています。毎年度の初めに目標及びその達成に向けた活動計画を決め、その実施した活動については年度の終了後に目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を行って、それをしっかり公表していくというものです。

我孫子市の農業委員会でも、法令に基づいて適切に情報の公表を行っていく必要があります。

Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」及びⅢの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、農政課の実績及び事業計画との調整を図った上で、議案のとおりとさせていただきます。

それでは、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案について御説明します。

まず、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」です。

1 ページを御覧ください。

Iの「農業委員会の状況」は、平成31年度末時点の状況です。

Iの1では、各表の米印の注釈に従い数値を入れております。

Iの2の「農業委員会の現在の体制」は、新体制に基づくもので、昨年4月の2回目の任命によるものです。

次に、Ⅱの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

2 ページをお開きください。

Ⅱの1では現状の課題を、Ⅱの2では目標と実績の数値を、Ⅱの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、Ⅲの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

3 ページをお開きください。

Ⅲの1では現状と課題を、Ⅲの2では目標と実績の数値を、Ⅲの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

次に、Ⅳの「遊休農地に関する措置に関する評価」です。

4 ページをお開きください。

Ⅳの1では現状と課題を、Ⅳの2では目標と実績の数値を、Ⅳの3と4では活動計画に対する実績及び目標に対する評価と活動に対する評価を記載しました。

なお、2の解消実績マイナス0.7ヘクタールは、遊休農地が0.7ヘクタール増えたことを表しています。平成29年度の遊休農地面積（B）38.9ヘクタールから平成30年度の遊休農地（B）39.6ヘクタールを差し引いたものです。

なお、29年度の遊休農地面積（B）の数値の昨年度33.5ヘクタールは、計算を誤ってい

たため、今回修正しております。

次に、Vの「違反転用への適正な対応」です。

5ページをお開きください。

これまでも、IVまでと同様、Vの1では現状と課題を、Vの2では目標と実績の数値を、Vの3は活動計画に対する実績及び評価を記載しました。

補足しますと、我孫子市の違反転用案件への対応は、現在、新規違反への対応は機敏に行って、速やかに是正するよう取り組んでおりますが、県から権限移譲される以前からの古い違反案件を初めとした困難案件については、十分な対応がされてきておりません。

これまで、違反転用面積は、現状は2ヘクタールだという数値を基に29年度に是正対処した数値を差し引いて残面積としておりますが、7月以降の農地パトロール等を通じて、改めて農業委員会全体の取組として対処していけたらよいと考えております。この面積も、精査して移動があることも念頭に置いていただければと思います。

次に、VIの「農地法などによりその権限に属された事務に関する点検」です。

6ページをお開きください。

VIの1では「農地法3条に基づく許可事務」についての実績を、VIの2では「農地転用に関する事務」についての実績を記入しています。「農地転用に関する事務」について、農水省の様式では案件を記入するようになっていますが、我孫子市は権限移譲を受けていますので、この括弧書きを作成しています。

なお、VIでは、標準処理期間については、29年度から3条許可も、4条、5条許可も、毎月21から25日までを受付期間としています。翌月の15日までには総会を開催し、千葉県農業会議に諮問する場合でも常設会議は16日までには開催されますので、それを受けて許可を行う場合でも、申請受付からおおむね1か月以内には許可書の交付ができています。ただし、住宅の建設など、他法令と関係するものについては、関係課と同日に許可書を交付しているため、1か月から2か月の期間を要しています。

以上を踏まえて、29年度からは我孫子市農業委員会許可に係る事務の標準処理期間について、3条許可に関しては申請書の受理から30日、農地転用許可に関しては、ネットワーク機構の千葉県農業会議への諮問案件となる場合を含めて申請書の受理から30日としております。

7ページをお開きください。

続いて、VIの3では「農地所有適格法人からの報告への対応」を記入しています。4つの法人が対象となりますが、31年度は法令に基づく報告書の提出が、3法人が督促後に行われました。

VIの4では「情報の提供等」を記入しています。

農地の賃借料情報と権利移動等の情報の提供、農地台帳の整備状況について記入してい

ます。

8ページをお開きください。

次のⅦは「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」で、特段の意見募集を行う方法ではありませんが、日頃の活動の中で寄せられた意見などがあれば、その内容と対処内容を記載するものです。特には現在寄せられていないと思われるので、「特になし」として記入しています。

最後に、Ⅷでは「総会後の議事録の公表」については、ホームページで公表していること、農地等利用最適化推進施策の改善については意見提出がなかったことで、活動計画の点検・評価はホームページに公表しているものとして記入しています。

次に、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」です。

1ページを御覧ください。

Iの「農業委員会の状況」は、令和元年度末時点の状況です。

次に、IIの「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

2ページをお開きください。

IIの1では現状と課題を、IIの2では目標と活動計画を記入しています。数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IIIの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。

IIIの1では現状と課題を、IIIの2では目標と活動計画を記入しています。これも数値は農政課の事務事業の目標設定と整合を図っています。

次に、IVの「遊休農地に関する措置」です。

3ページをお開きください。

IVの1では現状と課題を、IVの2では目標と活動計画を記入しています。これは農政課とも調整しながら農業委員会が決めた、3年で1.5ヘクタール解消という最適化推進指針を基に、堅実に0.5ヘクタールの解消を目標値としました。

最後に、Vの「違反転用への適正な対応」です。

これも、Vの1では現状と課題を、Vの2では活動計画を記入していますが、数値は点検・評価後の残面積を基本としつつ、具体的な案件の確認と実践的な是正対応については、パトロール等を行いながら協議して詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

最後に、本総会の議案で、「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を決定していただきましたら、6月中に千葉県を通して農水省に報告するとともに、ホームページで公表することになります。

なお、ホームページは、この件に関しては公表機関は施行規則の規定に従い3年間とな

ります。

以上でございます。

三須清一会長 これより議案第5号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告第1号から第3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、2件とも住宅です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。届出事由は住宅です。

報告第3号は、「農地法3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。通知の事由は相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号までについて、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第6回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人